

いちき串木野市総合イベント助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の地域活性化対策として、交流人口の拡大及び地域経済の活性化に資する補助金の交付の対象とされたイベント（以下「イベント」という。）等の実施に対し、市長が予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）について、いちき串木野市補助金等交付規則（平成17年いちき串木野市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象事業)

第2条 補助金の交付の対象事業は、いちき串木野市内で実施する補助対象となる経費の総額が50万円以上のイベントであって、補助金の交付を決定した日（以下「補助金交付決定日」という。）から当該年度内に実施されるもののうち、交流人口の拡大及び地域経済の活性化に資すると認められたものとする。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 商工団体、観光団体又は実行委員会等であって、市内に主たる事務所又は活動の拠点を有すること。
- (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。新たな団体を設立する場合は、その構成メンバーが確認できること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること、又は実施できると認められること。
- (4) イベントの進捗状況について、定期的に市に報告できること。
- (5) 補助金交付決定日の属する年度内にイベントを完了できると認められること。

(補助金の交付の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象経費は、イベントを実施するために直接必要となる経費(食糧費を除く。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、国や他の地方公共団体等から補助金等が交付される場合及び寄附金又は出店料等の料金収入がある場合には、補助対象経費から他の補助金等及び料金収入を控除した額(千円未満切捨て)と、別表で定める額を比較し、いずれか低い額とする。

2 補助金の交付決定後にイベントが中止された場合の補助金の取扱いは別に定める。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は、様式第5号によるものとし、補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金額の20%を超える増減
- (2) 補助事業の内容の変更(補助の目的及び補助事業の進捗に影響を及ぼさない範囲の細部の変更をする場合を除く。)

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第10条 規則第11条第1項に規定する状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 補助事業者は、事業に着手したときは補助事業着手報告書を、事業が完了したときは補助事業完了報告書を、様式第6号により作成し、速やかに市長に提出するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、様式第7号によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支精算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、イベントを完了した日の翌日から起算して30日以内又は補助金交付決定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定の通知)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、様式第8号により行うものとする。

(補助金の交付)

第13条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は様式第9号による。

2 規則第16条第3項に規定する概算払又は前金払申請書は、様式第10号によるものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 算出根拠書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象となる経費の総額	補助率又は補助額
50万円以上600万円未満	対象経費の10分の8以内で、300万円を上限とする
600万円以上	対象経費の2分の1以内で、500万円を上限とする